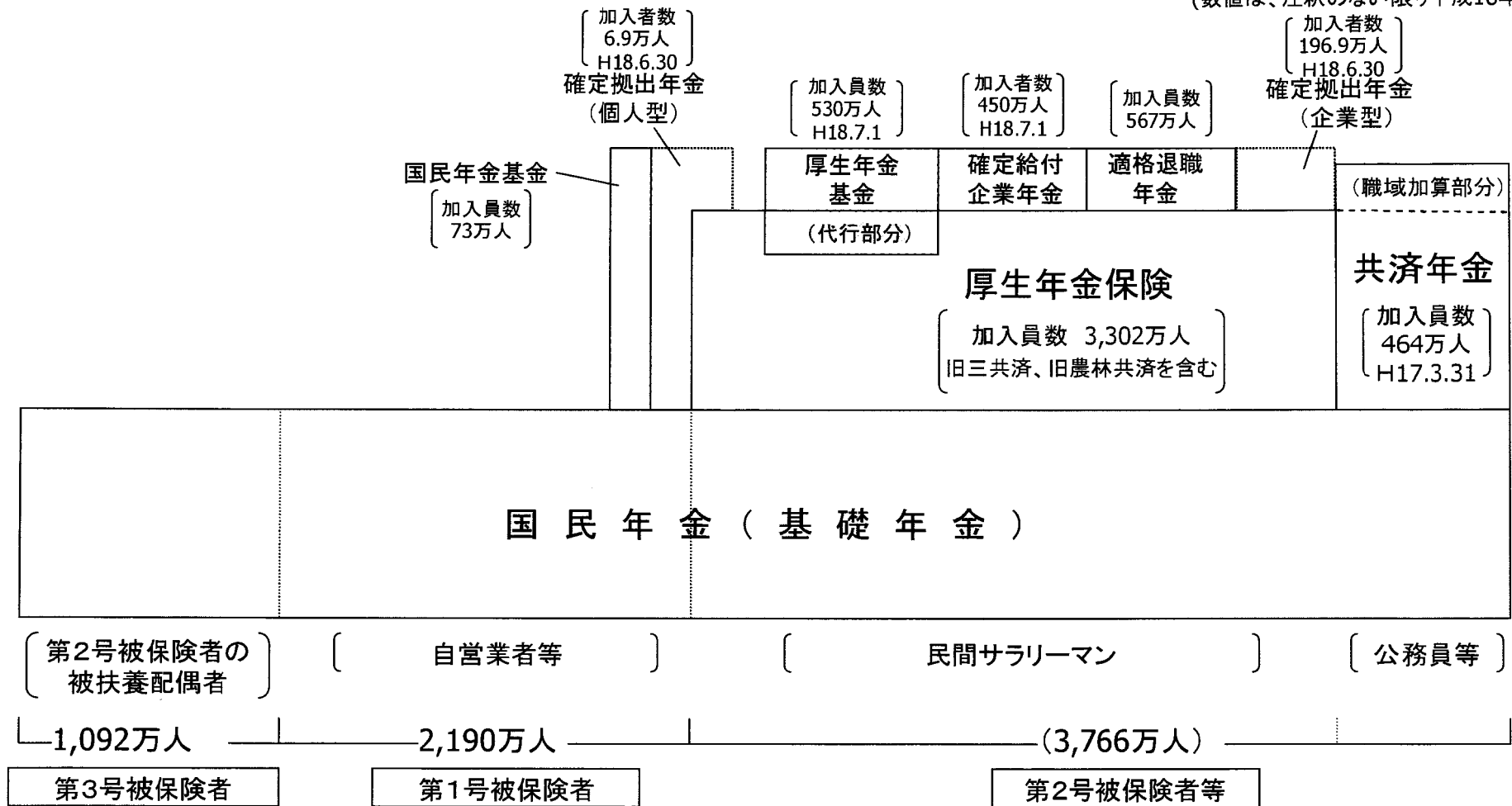


# 公的年金制度の体系

# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



(7,049万人)

- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
- ※ ( )内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

# 公 的 年 金 制 度 一 覧

## ○国民年金制度

(平成16年度末(平成17年3月末)現在)

区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養 比率  ①/②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰 下げ除く)	実質的な 支出総費 用額	積立金  簿価ベース [時価ベース]	積立比率  簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成18年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢		
第1号被保険者	2,217 万人	2,355 万人	2.96	5.8 万円	3.6 兆円	9.7 [9.7] 兆円 兆円	4.7 [4.6]	13,860 円	65歳		
第2号被保険者	3,658					5.8					
第3号被保険者	1,099					—	—	—		—	—
合 計	6,975					—	—	—		—	—
( 参 考 ) 公的年金加入者 合 計	7,029										

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、5万人である。  
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。  
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.3万円である。  
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。  
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

# 公 的 年 金 制 度 一 覧

## ○被用者年金制度

(平成16年度末(平成17年3月末)現在)

区 分	適用者数 ①	老齢(退職) 年金 受給権者数 (老齢・ 退年相当) ②	年金扶養 比率 ① ②	老齢(退職) 年金平均 年金月額 (老齢・ 退年相当) (繰上げ・繰 下げ等除く)	実質的な 支出総費 用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成18年 4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成18年度)
	万人	万人		万円	兆円	兆円      兆円		%	
厚生年金 保 険	3,249	1,117	2.91	16.9	30.7	137.7 [138.2]	5.3 [5.2]	14.288	報酬比例部分 一般男子・女子      60歳 坑内員・船員              57歳
国家公務員 共 済 組 合	109	63	1.73	22.4	1.9	8.7 [8.9]	7.2 [7.3]	14.638	定額部分 一般男子・共済女子62歳 厚年女子              61歳 坑内員・船員              57歳
地方公務員 共 済 組 合	311	155	2.00	23.2	5.0	38.1 [38.8]	10.9 [10.9]	13.738	
私立学校 教職員共済	44	9	5.14	21.8	0.3	3.2 [3.3]	10.5 [10.6]	11.168	
合 計	3,713	1,343	2.76	17.9	38.0	187.6 [189.2]	6.0 [6.0]	—	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.456%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.058%である。
6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。  
(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

# 公的年金の全体像(イメージ)

受給権者

重複のない公的年金の  
実年金受給権者数は  
3,225万人(H16年度末)  
(注13)

国民年金(基礎年金) 2,554万人(H16年度末)(注6)

厚生年金 2,423万人(H16年度末)(注7)

福祉年金 6.4万人(H16年度末)

共済年金(H16年度末)  
国共済98万人  
地共済224万人  
私学共済27万人  
(注7)

基礎年金給付費  
16.4兆円(H16年度)(注9)  
老齢基礎年金平均年金月額  
5.8万円(H16年度末)(注8)

厚生年金給付費  
(基礎年金交付金を除く)  
20.0兆円(H17年度)(注11)  
老齢年金平均年金月額  
16.9万円(H16年度末)(注10)

共済年金給付費合計  
(基礎年金交付金を除く)  
5.6兆円(H16年度)  
国共済 給付費 1.5兆円  
退職年金平均年金月額 22.4万円  
地共済 給付費 3.9兆円  
退職年金平均年金月額 23.2万円  
私学共済 給付費 0.2兆円  
退職年金平均年金月額 21.8万円  
(平均年金月額はH16年度末)

追加費用  
1.7兆円(H16年度)

〈積立金〉

年金積立金管理  
運用独立行政法人  
寄託金  
財政融資資金  
預託金等  
合計 150.0兆円  
(H17年度末時価ベース)

〈積立金〉  
国共済 9.2兆円  
地共済 41.5兆円  
私学共済 3.5兆円  
(合計 54.2兆円)  
(H17年度末時価ベース)

基礎年金国庫・公経済負担  
合計 5.5兆円(H16年度)  
国共済 国庫負担0.14兆円  
地共済 公費負担0.37兆円  
私学共済 国庫負担0.05兆円

基礎年金

基礎年金  
国庫・公経済負担  
合計 5.8兆円  
(うち特別国庫負担分  
0.5兆円)  
(H16年度)(注12)

基礎年金拠出金 3.7兆円  
(うち特別国庫負担分0.5兆円)  
(H16年度)(注12)

基礎年金国庫負担  
1.6兆円  
(うち特別国庫負担分0.5兆円)  
(H16年度)(注12)

基礎年金国庫負担  
3.7兆円(H16年度)

基礎年金拠出金 11.0兆円  
(H16年度)

国共済 基礎年金拠出金0.4兆円  
地共済 基礎年金拠出金1.1兆円  
私学共済 基礎年金拠出金0.14兆円

1.7兆円  
(H16年度)

国民年金  
保険料収入  
(H17年度) 1.9兆円

厚生年金保険料収入  
(H17年度) 20.1兆円

共済組合  
保険料収入  
(H16年度)  
国共済 1.0兆円  
地共済 3.0兆円  
私学共済 0.27兆円

4

免除などの周知・勧奨

納付督促の実施

電話  
H17年度 823万件  
催促状(手紙)  
H17年度 3,418万件  
戸別訪問(面談)  
H17年度 1,774万件  
集合徴収(呼出し)  
H17年度 1,952万件

度重なる督促  
にも応じない

強制徴収の実施

	H17年度
最終催告状	172,440件
納付等	49,083件
財産差押え	4,232件

・最終催告状は当該年度に着手した件数  
納付等、財産差押え件数は  
H18年6月現在

国民年金保険料  
(H18年4月現在)  
月額13,860円

厚生年金保険料率  
(H18年9月現在)  
14.642%  
(労使折半)

保険料率(H18年9月現在)  
国共済 14.767%  
地共済 14.092%  
私学共済 11.168%  
(労使折半)

事業主

(適用事業所数はH17年度末現在164万カ所)

事業主

・国  
・地方自治体  
・学校法人等

被保険者等

未納者 374万人(注3)  
第1号未加入者 27万人(注2)  
合計 401万人

国民年金第1号被保険者 2,190万人 (H17年度末)(注1)	国民年金第2号被保険者等(3,766万人) (注4)(注5)	国民年金第3号被保険者 1,092万人 (H17年度末)
公的年金加入者 (7,049万人) (注4)		

- (注1) 第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。
- (注2) 公的年金加入状況等調査のH13年結果及びH16年結果を線型按分した推計値。
- (注3) 未納者とは、24ヶ月(H16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。
- (注4) ( )内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。
- (注5) 第2号被保険者等には、第2号被保険者の他、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。
- (注6) みなし基礎年金受給権者を含む推計値。
- (注7) 老齢・退職年金(遺老・遺通相当を含む)受給権者、障害年金受給権者、遺族年金受給権者(遺通遺族年金を含む)の合計である。
- (注8) 繰上げ、繰下げを除く基礎年金平均年金月額である。
- (注9) 基礎年金給付費には、旧法の基礎年金相当給付(みなし基礎年金給付)を含んでいる。
- (注10) 老齢・退職年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げを除く老齢・遺年相当の平均年金月額であり、老齢基礎年金を含んだものである。
- (注11) 給付費は、給付費から基礎年金交付金を控除したもの(決算ベース)を計上している。
- (注12) 特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付費等に対し、特別に国庫から負担されるものである。
- (注13) 基礎年金番号を活用して重複を除いた受給権者数である。なお、重複のない公的年金の実受給権者には、基礎年金(みなし基礎年金含む)の受給権を有しない①特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の受給権者、②3級の障害厚生(共済)年金の受給権者、③遺族厚生(共済)年金の受給権者のうちの子のない妻などが含まれている。

# 主要国における年金改革の動向

国名	アメリカ	ドイツ	スウェーデン	イギリス	フランス
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業年金 個人年金	<p>↑年金額</p> <p>所得比例</p> <p>→現役時の所得</p>	<p>↑年金額</p> <p>積立部分</p> <p>所得比例</p> <p>→現役時の所得</p>	<p>↑年金額</p> <p>積立部分</p> <p>保証年金</p> <p>所得比例</p> <p>→現役時の所得</p>	<p>↑年金額</p> <p>国家第二年金 (S2P)</p> <p>ステークホルダー年金</p> <p>企業年金</p> <p>個人年金</p> <p>基礎年金</p> <p>→現役時の所得</p>	<p>↑年金額</p> <p>補足制度 (労働協約に基づいて運営)</p> <p>所得比例 (一般制)</p> <p>→現役時の所得</p>
財政方式等 (カッコ内は積立金の積立度合)	社会保険方式 賦課方式 (給付費の約2年分) ※高額年金受給者の年金に課税し、それを再び年金給付の財源とするという仕組みあり	社会保険方式 賦課方式 (給付費の約1ヶ月分) ※任意加入の積立方式の年金あり	社会保険方式 賦課方式 + 一部積立方式 (給付費の約4年分(2000年)) (強制加入)	社会保険方式 賦課方式 (給付費の約2ヶ月分)	社会保険方式 賦課方式 (給付費の1ヶ月分) ※補足制度は、労働協約に基づいて全労働者に強制適用されるなど、公的な制度に準ずるもの。財政方式も賦課方式を採用。
対象者 (◎強制△任意×非加入)	◎ 被用者 ◎ 自営業者 (年400ドル (約4.6万円) 以上の収入のある者) × 無職	◎ 被用者 (週15時間以内の短時間労働者、月400ユーロ (約5.6万円) 以下の低収入者は△) △ 自営業者 (業種によっては◎)、無職	◎ 被用者、自営業者 × 無職	◎ 被用者 (週に82ポンド (約1.6万円) 以上の収入のある者) ◎ 自営業者 (年4,345ポンド (約87万円) 以上の収入のある者) △ 無職	◎ 被用者、自営業者 △ 無職
保険料率 (対年収) (2006年)	12.4% (労使折半)	19.5% (労使折半)	(老齢年金) 17.21% (労7.0%、使10.21%) (遺族年金) 1.7% (使のみ負担) ※障害年金に相当する給付については医療保険制度から給付	23.8% (労11.0%、使12.8%)	(一般制) 16.45% (労6.65%、使9.80%) ※子に対する遺族年金等に相当する給付は、家族手当制度から給付。5.4% (使のみ別途負担)
近年の改革の内容	1983年 レーガン年金改革 (2003年から支給開始年齢67歳への段階的引上げ、保険料の引上げ (10.8%から12.4%へ)、年金課税導入)。 1990年代 クリントン政権下に、確定拠出年金型年金 (401k) が普及。 2001年 ブッシュ政権下において、大統領が設置した「社会保障改革に関する委員会」が個人退職勘定を含む3つの改革案を提示。 2004年 大統領選において年金制度改革を公約 (2001年の3つの改革案のうち、社会保障税のうち4%を個人勘定に振り向けることを可能とする案を念頭に置いているとされるが、詳細については示されていない)。	1992年 年金額の賃金スライドをネット所得スライドに変更。 1999年 税財源 (環境税) の投入により、保険料を労使0.4%ずつ、合計0.8%引下げ (20.3%→19.5%)。(その後も他の税財源とあわせて引下げ。) 2000年 将来の高齢化の進展に備え、年金額の減額 (ネット所得代替率70%→67%)、保険料の将来的な上限設定 (26.0%→22.0%)、個人積立年金 (任意加入) の導入。 児童養育期間の給付額計算上の優遇措置の対象を、3歳までから10歳までに拡充。 2004年 政府に置かれた委員会が2003年にまとめた報告書に基づき、持続性ファクターの導入を内容とする年金改革法案が成立。	1999年改革 (内容) ・従来の2階建て体系を一本化し、税方式の基礎年金を廃止。 ・保険料を将来にわたり固定。 ・自動均衡メカニズムの導入。 ・概念上の拠出建ての採用。 ・個人勘定の積立方式の年金 (強制加入) を導入。 ・社会保険方式の所得比例年金に一本化したことに伴い、国庫負担による補足的な保証年金を創設。	1980年代 スライド方式を物価スライドに変更。2階部分の年金制度について、国家所得比例年金 (SERPS) から企業年金、個人年金への移行を促進。 1988年 国家所得比例年金 (SERPS) の給付水準の引下げ (25%→20%)。 1999年 2階部分の年金制度の新たな選択肢として、中所得者にも加入しやすいステークホルダー年金制度 (個人拠出・確定拠出) を導入。 2000年 国家所得比例年金 (SERPS) を、2002年4月以降、低所得者に有利な国家第二年金 (S2P) に切り替え。 2004年 企業年金が破綻した場合の保険制度である「年金保護基金」の創設等を内容とする年金改革法案が成立。	1991年 一般社会拠出金 (CSG) を導入。年金保険料の事業主負担を1.6%増やした分、家族手当の事業主負担を1.6%引き下げ、CSGを主に家族給付部門に充当。 1993年 年金の物価スライド制の導入、満額支給のための保険料拠出期間の引上げ (民間のみ37.5年→40年)、年金額算定基準期間の引上げ (10年→25年) 等。 2003年 保険料拠出期間の延長について閣議決定 (40年→41年 (2012年)、41年→41.75年 (2020年))。

## 所得代替率の国際比較(OECDレポート)

### ◎対税控除後所得(ネット)

1	ルクセンブルグ	109.8
2	トルコ	103.3
3	ギリシャ	99.9
4	オーストリア	93.2
5	ハンガリー	90.5
6	イタリア	88.8
7	スペイン	88.3
8	オランダ	84.1
9	ポルトガル	79.8
10	フィンランド	78.8
11	ドイツ	71.8
12	ポーランド	69.7
13	フランス	68.8
14	スウェーデン	68.2
15	スイス	67.3
16	アイスランド	65.9
17	ノルウェー	65.1
18	ベルギー	63.1
19	スロバキア	60.2
21	チェコ	58.2
22	カナダ	57.1
23	デンマーク	54.1
24	オーストラリア	52.4
25	アメリカ合衆国	51.0
	<b>日本(16年改正後)</b>	<b>50.2</b>
26	イギリス	47.6
27	メキシコ	45.1
28	韓国	44.3
29	ニュージーランド	39.5
30	アイルランド	36.6
	<b>OECD平均</b>	<b>68.7(注)</b>

(出典) OECD, *Pension at a Glance 2005*

※「所得代替率」とは、このOECDレポートの定義によれば、「ある時点における『個人の年金額』の『平均所得額』に対する割合」とされるが、我が国においては「『年金月額』の『手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)』」とされ、年金額を現役世代の手取り収入と比較するための指標として用いられる。

(注)「日本(16年改正後)」は、OECDの発表した「日本」の数値に単に0.85(2050年までに約15%給付水準を調整することとしたため)を乗じて得た数値であり、「OECD平均」の計算には含めていない。

# これまでの年金制度の歩み ～その課題と取り組み～

## I 昭和10年代、20年代 ～被用者年金の創設～

昭和16年 労働者年金保険法の制定

《各改正における老齢年金の基本設計（年金額）》

昭和19年 厚生年金保険法と改称  
(女子への適用拡大)

【制度創設時】  
平均標準報酬年額 × (25/100 + 1/100 × 20年超の期間)

昭和29年 厚生年金保険法の全面改正  
(「定額+報酬比例」の給付体系の確立、  
支給開始年齢55歳→60歳)

【昭和29年改正】  
平均標準報酬月額 × 5/1000 × 加入月数 + 24,000円

※ 支給開始年齢; 男子60歳、女子55歳

## II 昭和30年代 ～国民皆年金体制の確立～

昭和33年 国家公務員共済組合法の制定

昭和34年 国民年金法の制定

【昭和34年改正】

国年; 20年未満加入年数 × 900円  
+ 20年超加入年数 × 1,200円  
厚年; 平均標準報酬 × 6/1000 × 加入月数 + 24,000円

昭和36年 拠出制国民年金の発足  
(国民皆年金の達成、通算制度の創設)

昭和37年 地方公務員共済組合法の制定

## III 昭和40年代～50年代半ば ～高度成長に対応した給付改善～

昭和40年 「1万円年金」

【昭和40年改正】

国年; 加入年数 × 2,400円  
厚年; 平均標準報酬月額 × 10/1000 × 加入月数  
+ 250円 × 加入月数

昭和44年 「2万円年金」

【昭和44年改正】

国年; 加入年数 × 3,840円  
厚年; 平均標準報酬月額 × 10/1000 × 加入月数  
+ 400円 × 加入月数

昭和48年 「5万円年金」

(物価スライド、  
賃金再評価の導入)

【昭和48年改正】

国年; 加入年数 × 9,600円  
厚年; 平均標準報酬月額(再評価後) × 10/1000  
× 加入月数 + 1,000円 × 加入月数

昭和51年 「9万円年金」

【昭和51年改正】

国年; 加入年数 × 15,600円  
厚年; 平均標準報酬月額(再評価後) × 10/1000 × 加入月数  
+ 1,650円 × 加入月数



IV 昭和50年代半ば～平成初年代 ～制度間調整と制度の統合一元化、高齢化社会への対応～

昭和55年 厚生年金支給開始年齢上げの提案するも法案に盛り込めず

【昭和55年改正】  
 国年;加入年数×20,160円  
 厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数  
 +2,050円×加入月数

昭和60年 基礎年金の導入、給付水準の適正化、女性の年金権の確立など

【昭和60年改正】  
 基礎年金;600,000円×加入年数/40年  
 厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×7.5/1000×加入月数  
 +基礎年金

平成元年 厚生年金支給開始年齢上げを法案に盛り込むも国会修正で見送り,

被用者年金制度間費用負担調整法の制定

【平成元年改正】  
 基礎年金;666,000円×加入年数/40年  
 厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×7.5/1000×加入月数  
 +基礎年金

平成6年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢上げ、雇用保険給付との調整、可処分所得スライドの導入など

【平成6年改正】  
 基礎年金;780,000円×加入年数/40年  
 厚年;平均標準報酬月額(再評価後)×7.5/1000×加入月数  
 +基礎年金

平成8年 JR、NTT、たばこ共済の厚生年金への統合(9年施行)

V 平成10年代 ～急激な少子・高齢化の中での制度の長期的、安定的な維持～

平成12年 報酬比例部分の支給開始年齢上げ、報酬比例年金の給付水準の5%適正化、総報酬制の導入など

【平成12年改正】  
 基礎年金;804,200円×加入年数/40年  
 厚年;平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数  
 +基礎年金

平成13年 農林共済の厚生年金への統合(14年施行)

平成16年 保険料水準固定方式の導入、基礎年金国庫負担を2分の1へ引上げ、積立金の活用、マクロ経済スライドの導入など

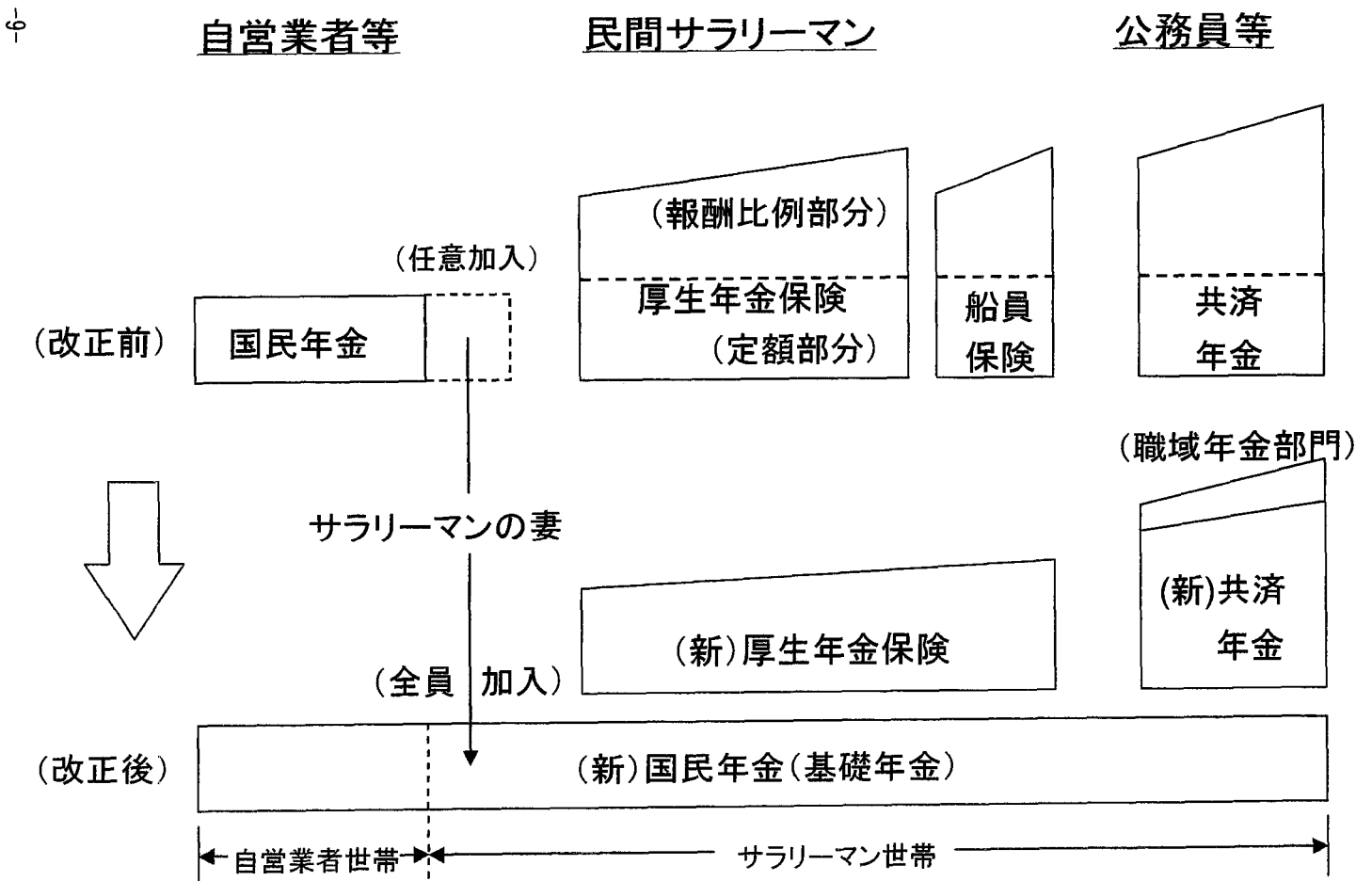
【平成16年改正】  
 基礎年金;780,900円×加入年数/40年  
 厚年;平均総報酬(再評価後)×5.481/1000  
 ×加入月数+基礎年金

# 昭和60年改正による基礎年金の導入

国民年金を全国民共通の基礎年金を支給する制度に発展させるとともに、厚生年金・共済年金は、「基礎年金の上乗せ」として、報酬比例の年金を支給する二階建ての年金制度に再編成。

## 《目的》

- ① 基礎年金部分について、すべての国民の給付、負担面での公平を図る。
- ② 産業・就業構造の変化による影響を受けず、制度を安定的に運営する。
- ③ 国民1人1人に1つの基礎年金を支給することにより、重複・過剰給付を整理する。

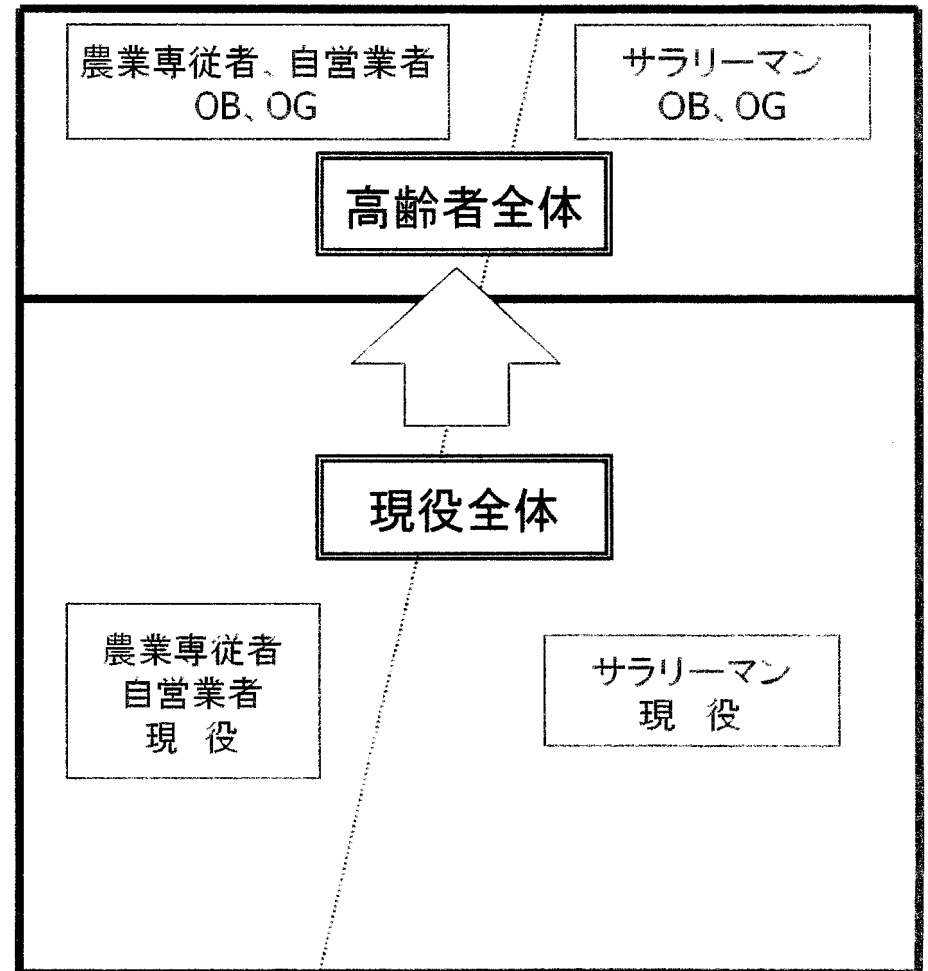
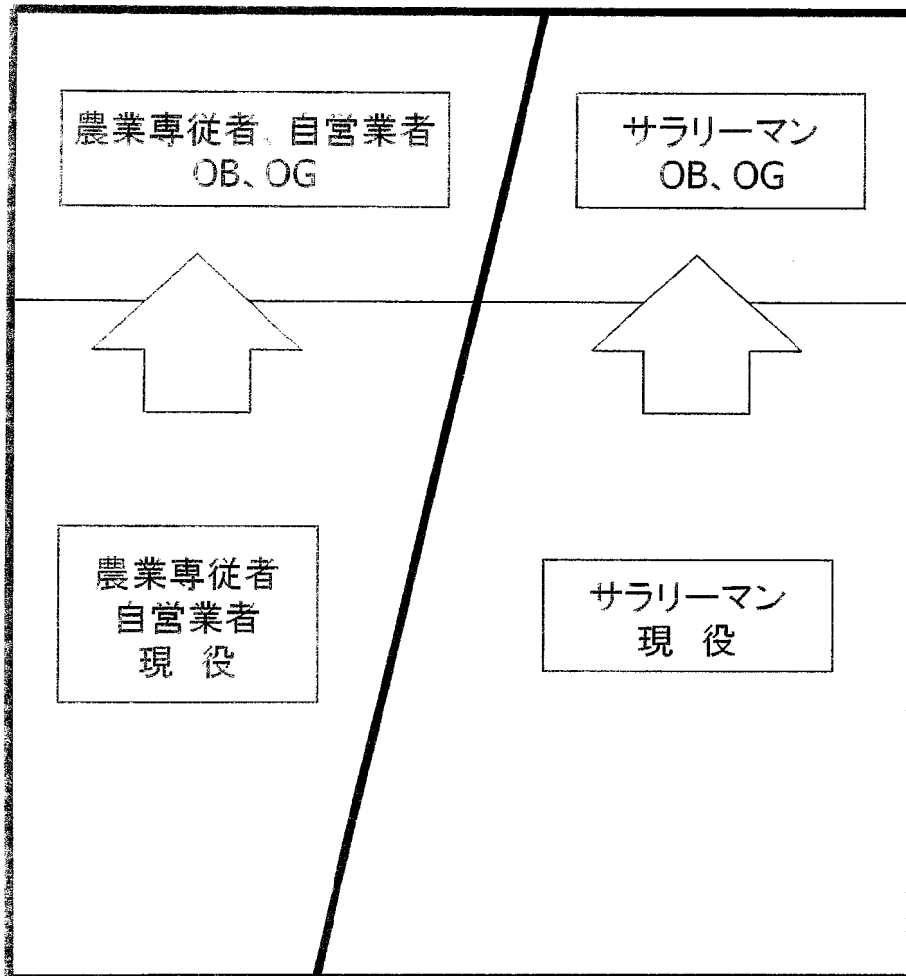


## 基礎年金(拠出金)制度の考え方

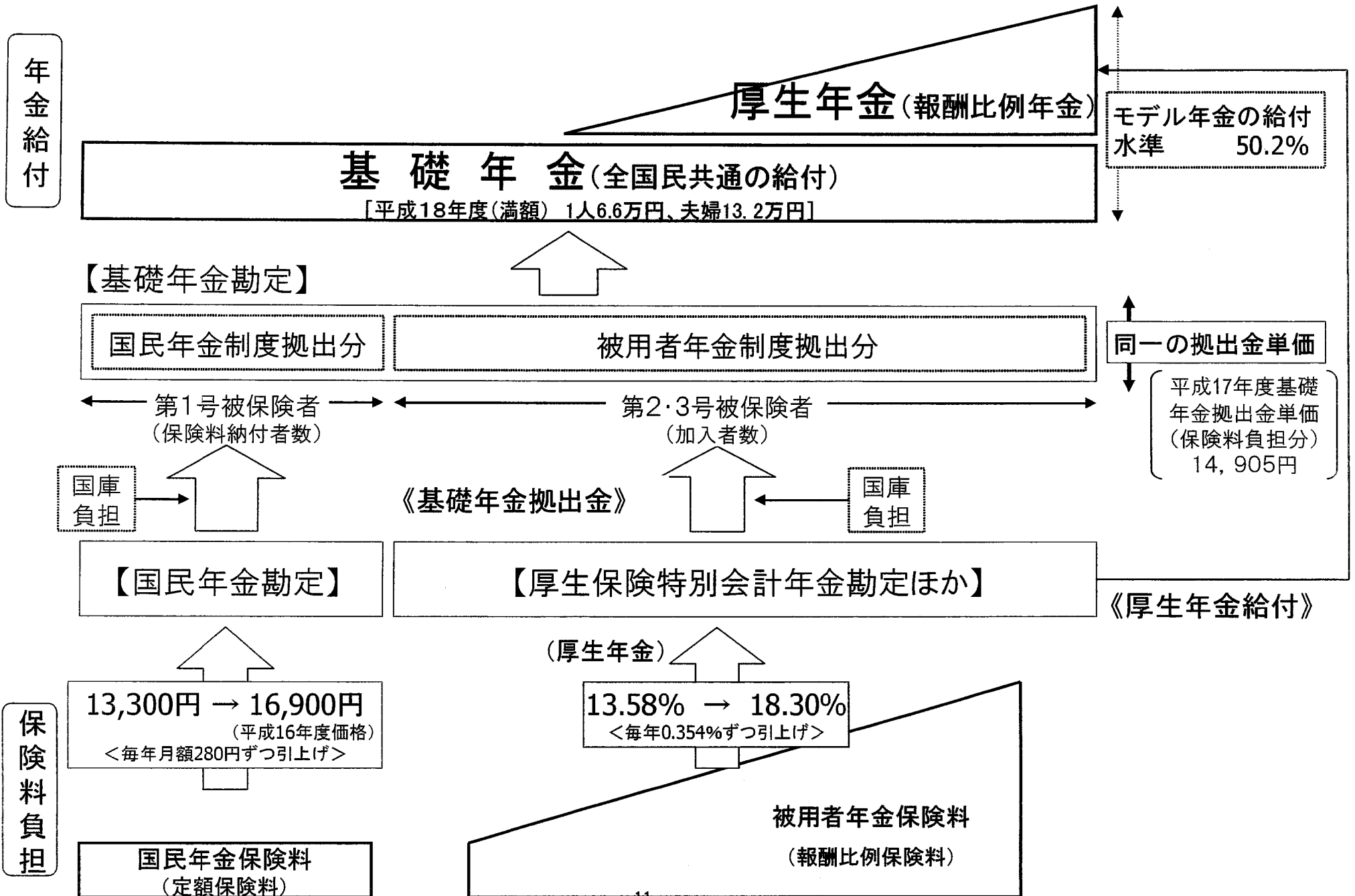
産業・就業構造が変化している中では、職種ごとに制度が分立し、それぞれの職種で現役がOB,OGを支える仕組みでは、制度を安定的に運営していくことができない。



産業・就業構造が変化に対応し、制度を安定的に運営していくためには、職種の違いを超えて現役全体が高齢者全体を支える枠組みが必要。これが全国民共通の基礎年金の考え方。



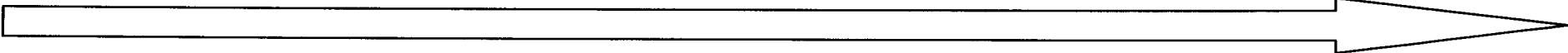
# 基礎年金の費用負担の仕組み



# 年金は何のためにあるのか

高度成長期

安定成長期



第1次産業中心

第2・3次産業中心

第3次産業中心

三世代家族中心

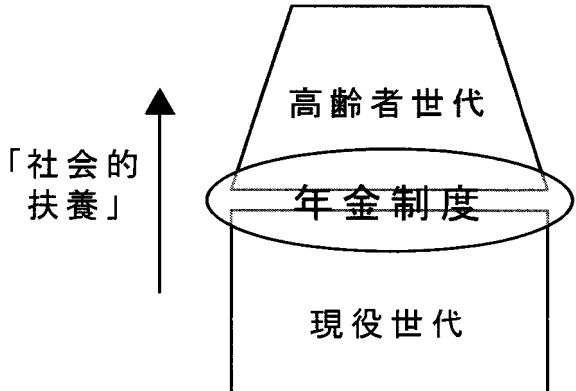
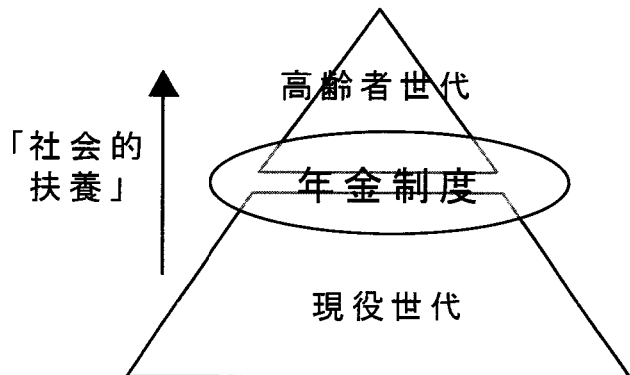
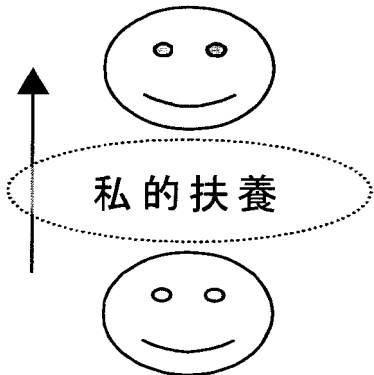
核家族中心

少子化、女性の社会進出など更なる家族の変容

家族内の「私的扶養」

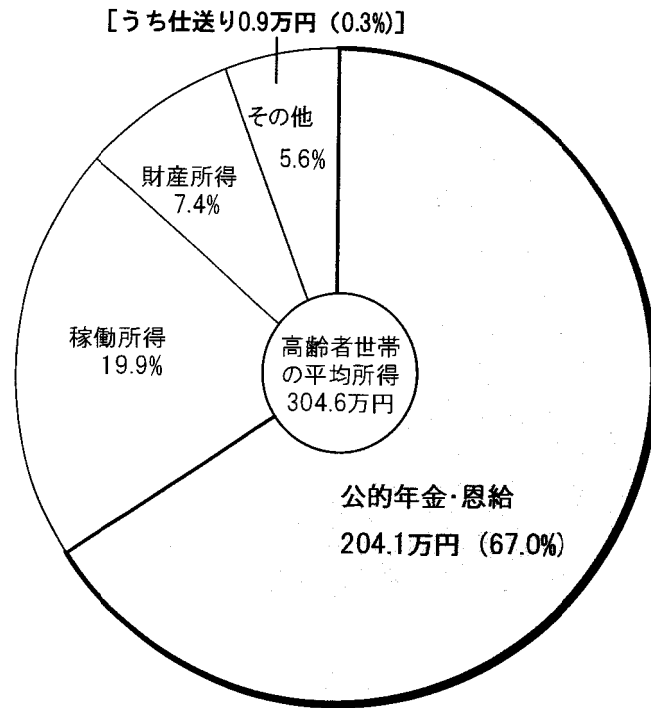
「社会的扶養」  
= 公的年金制度の整備・発展

持続可能な年金制度の構築が大きな課題



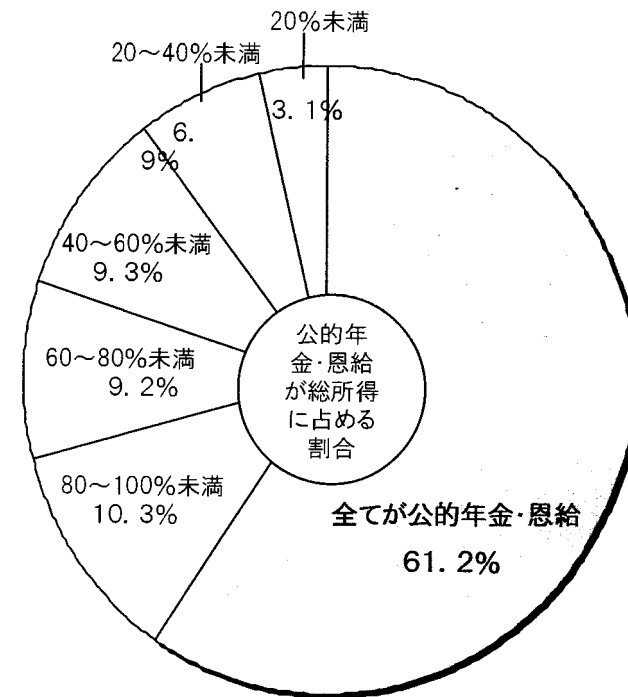
# 年金の役割(1)

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成15年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

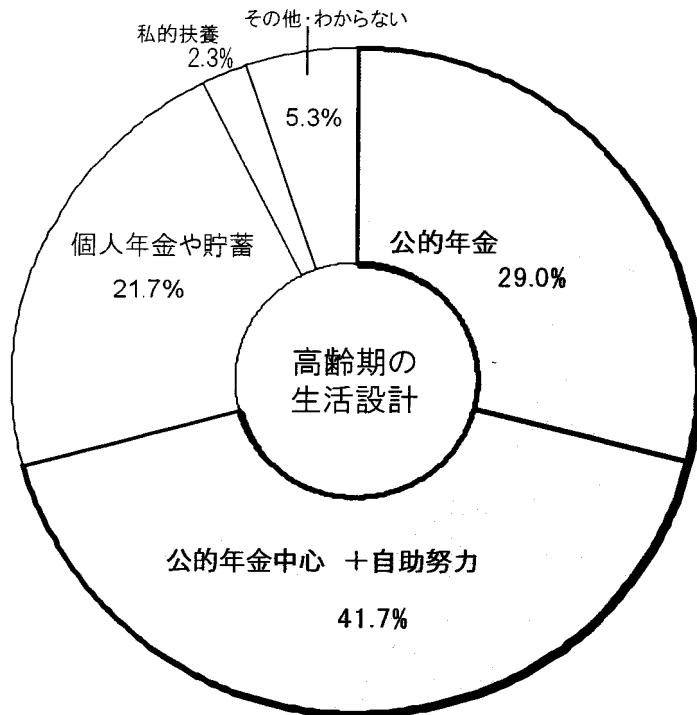
② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成15年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

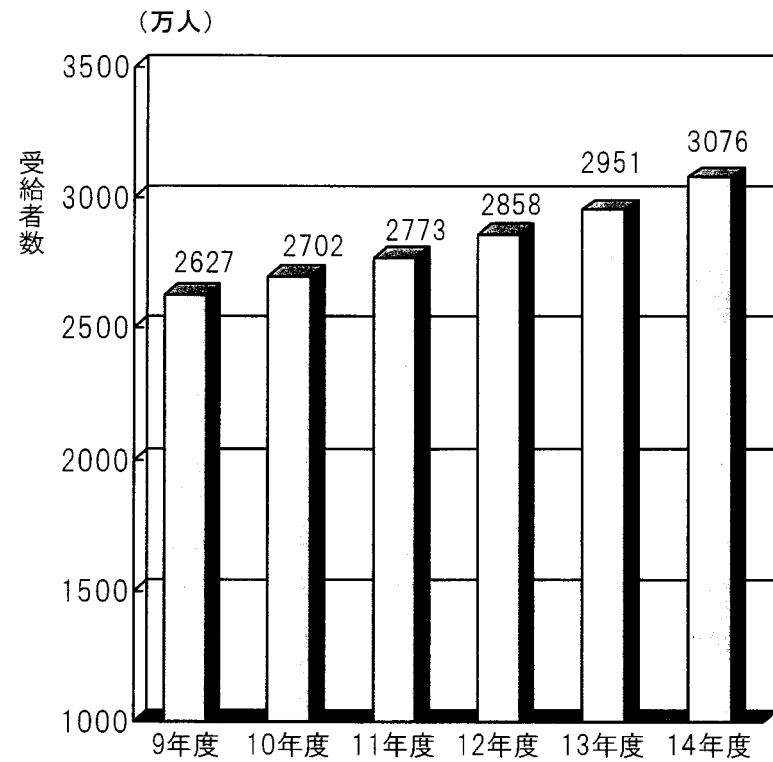
## 年金の役割(2)

### ③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

### ④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)社会保険事業の概況(社会保険庁)

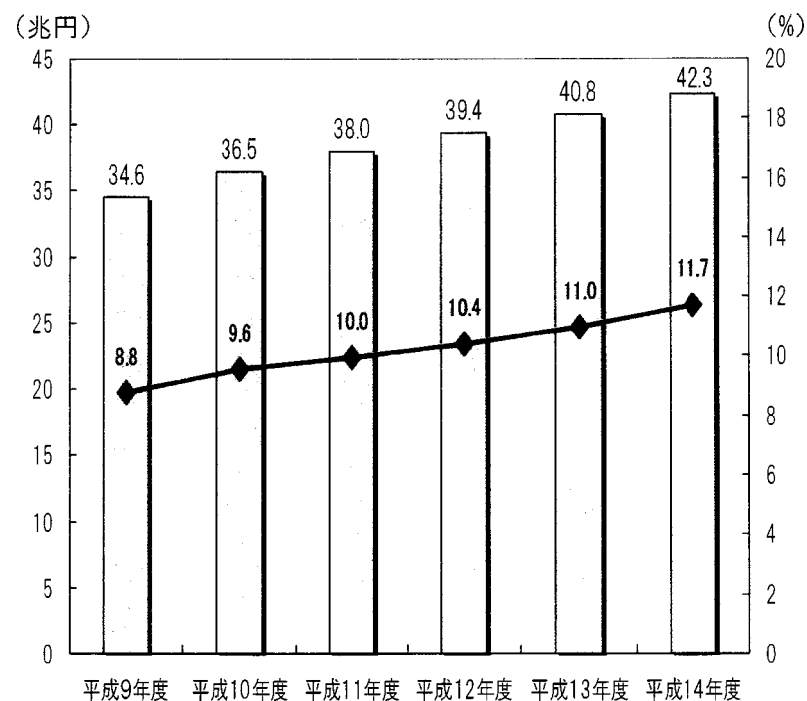
# 年金の役割(3)

## ⑤ 地域経済を支える役割 — 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
山口県(22.9%)	12.6%	20.3%
島根県(25.5%)	12.6%	18.5%
岡山県(20.7%)	11.9%	19.0%
高知県(24.1%)	11.8%	15.9%
愛媛県(22.0%)	11.8%	18.6%
長崎県(21.4%)	11.7%	18.1%
和歌山県(21.8%)	11.5%	17.9%

## ⑥ 年金総額は42兆円。対国民所得比12%



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)